



目 次

規 則	ペー ジ
◎高知県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○漁船損害等補償法による同意成立（漁業管理課） （6・4 掲示）	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（ ） （ ）	1
○基本測量の実施の通知（用地対策課）	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定（防災砂防課）	1
○建築基準法による道路の位置の指定（建築指導課）	2
公 告	
○農用地利用配分計画の認可（農地・担い 手対策課）	2
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	2
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	2

規 則

高知県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年6月5日  
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第49号

高知県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

高知県社会福祉審議会規則（平成12年高知県規則第95号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「（老人福祉専門分科会等）」に改め、同条第1項中「老人福祉専門分科会」を「老人福祉専門分科会及び地域福祉専門分科会」に改め、同条第2項中「老人福祉専門分科会は、」を「老人福祉専門分科会及び地域福祉専門分科会は、それぞれ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第332号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成27年6月4日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

下川口加入区

高知県告示第333号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成23年6月高知県告示第380号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成27年6月3日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したため、同条第2項の規定により告示する。

平成27年6月4日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

下川口加入区

高知県告示第334号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を平成27年5月25日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成27年6月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類  
基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 作業期間  
平成27年7月10日から平成28年3月31日まで
- 作業地域  
宿毛市、土佐清水市、四万十市、長岡郡本山町及び大豊町、土佐郡土佐町及び大川村並びに幡多郡大月町、三原村及び黒潮町

高知県告示第335号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年6月5日

高知県知事 尾崎 正直

宿毛市平井

（1） 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	宿毛市二ノ宮字小越山	3847-3

2	〃 〃 〃	〃
3	〃 〃 〃	3847-1
4	〃 〃 〃	3854-4
5	〃 〃 字岡屋式	2028
6	〃 〃 〃	2020-3
7	〃 〃 〃	2020-4
8	〃 〃 字小越山	3856-13
9	〃 〃 〃	3856-5
10	〃 〃 字松ノ本	2061-6
11	〃 〃 字来城	2075-6
12	〃 〃 字小越山	3856-17

（2） 区域

標柱1から8までを順次に直線で結んだ線、標柱8と9を市道本城山平井線に沿って結んだ線、標柱9と10を直線で結んだ線、標柱10と11を市道本城山平井線に沿って結んだ線、標柱11と12を直線で結んだ線及び標柱12と1を市道本城山平井線に沿って結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第336号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年6月5日

高知県知事 尾崎 正直

高岡郡佐川町諏訪ノ宮

（1） 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	高岡郡佐川町字諏訪山	乙6051
2	〃 〃 〃	乙3906

3	〃	〃	〃	乙6052
4	〃	〃	字北山	乙6038
5	〃	〃	字於石山	乙6025
6	〃	〃	字北山谷	乙2934-2
7	〃	〃	字諏訪宮屋敷	乙2921
8	〃	〃	〃	乙2918-3
9	〃	〃	〃	乙2914-1

(2) 区域

標柱1から6までを順次に直線で結んだ線、標柱6と7を町道西佐川稲荷線に沿って結んだ線、標柱7と8を町道稲荷線に沿って結んだ線、標柱8と9を直線で結んだ線及び標柱9と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第337号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成27年6月5日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
土佐市蓮池 字中沢	1241番4	4.90	37.95	

公 告

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から申請があった農用地利用配分計画について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の認可をした。

平成27年6月5日

高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

(1) 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称

宿毛市字須々木36番地  
有限会社大串農園 代表取締役 大串 謙二

(2) 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
幡多郡黒潮町出口字シンガイ3122番

2 認可年月日  
平成27年6月5日

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から申請があった農用地利用配分計画について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の認可をした。

平成27年6月5日

高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

(1) 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称

安芸市川北乙751番地  
堀内 一幸

(2) 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番

安芸市川北字矢落乙761番1、乙762番及び乙763番1

2 認可年月日  
平成27年6月5日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、西佐古土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成27年6月5日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住所
(退任)		
理事	島崎 義幸	香南市野市町西佐古566-1
〃	島村 知恵	〃 〃 633
〃	溝渕 勇作	〃 〃 689
〃	入野 一雄	〃 野市町東佐古 86
〃	入野 正博	〃 〃 48
〃	松村 憲明	〃 〃 636-2
〃	松村 洋祐	〃 〃 413
〃	池田 宏	〃 〃 503-2
監事	森田 房夫	〃 野市町西佐古584-2
〃	入野 淳一	〃 野市町東佐古212

(就任)

理事	島崎 義幸	香南市野市町西佐古 566-1
〃	島村 雅夫	〃 〃 633
〃	溝渕 勇作	〃 〃 689
〃	入野 一雄	〃 野市町東佐古 86
〃	入野 正博	〃 〃 48

〃	松村 憲明	〃 〃 636-2
〃	松村 洋祐	〃 〃 413
〃	永森 優	〃 〃 1271
監事	森田 房夫	〃 野市町西佐古 584-2
〃	入野 淳一	〃 野市町東佐古 212

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成27年6月5日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成27年5月18日 27高都計第99号	(2工区) 吾川郡いの町字柳町 9番の一部ほか	吾川郡いの町1700番地1 いの町長 塩田 始